

15-(2) 県庁におけるISO14001への取組

県庁におけるISO14001への取組のうち、「環境に有益な事務事業」として取り組んだ内容の一部を紹介します。

環境目的	環境目標（概要）	実施事項・体制等
<p>（環境部） 安心できる健康やかな環境の確保</p>	<p><u>大気環境の保全</u> ・常時監視を実施し、環境基準の達成維持を図る。</p> <p><u>水・土壌環境の保全</u> ・地下水の水質保全を図るため、工場・事業場における有害物質の使用状況等を把握するなど、地下水の状況を計画的に監視調査するとともに、汚染が確認された井戸は経年的なモニタリングを実施する。</p> <p><u>化学物質の環境安全管理</u> ・ベンゼン等の有害大気汚染物質について、健康影響や発生源に係る情報集積を図る。</p> <p><u>騒音・振動、悪臭等の防止</u> ・自動車騒音の状況を常時監視し、必要に応じて騒音の低減措置について関係機関に対して適切な対応を求める。</p> <p><u>不快害虫の適正な駆除</u> ・ヤンバルトサカヤスデの市町村による適切な駆除を促進し、関係機関と連携し、生態等の調査研究に努め、適正な駆除について住民への普及啓発を図る。</p> <p><u>循環型社会の形成</u> ・リサイクル関連法の円滑な運用を図り、事業者等に対する助言や情報提供に努めるとともに、離島地域における指定引取場所の設置等について、引き続き国等へ要請する。 ・大量消費・大量廃棄型の生活様式を見直し、環境に対する負荷の軽減に努める県民運動を展開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定局・大気測定車での常時監視</li> <li>・モニタリングの実施</li> <li>・地下水汚染防止対策連絡会議</li> <li>・有害大気汚染物質モニタリング調査</li> <li>・自動車騒音測定調査</li> <li>・河川等の水質調査</li> <li>・現地説明会の開催</li> <li>・生態等の調査研究</li> <li>・啓発リーフレットの作成</li> <li>・廃家電3品目収集運搬料金実態調査</li> <li>・自動車リサイクル法離島対策支援事業</li> <li>・親子リサイクル教室やゴミ減量化等推進研修会</li> </ul>
<p>（環境部） 多様で恵み豊かな環境の保全</p>	<p><u>地域特性に応じた自然環境の保全</u> ・国立公園や県立自然公園等の適切な管理を推進し、原生的な自然、優れた自然の保全を図る。 ・屋久島環境文化村構想推進のための関係機関との協議や、世界遺産の保全に関する情報交換・連携を図る。 ・世界自然遺産の候補地、奄美群島地域の多様で恵み豊かな環境の保全を図る。</p> <p><u>生物多様性の保全</u> ・ウミガメ保護条例の適正な施行に努める。 ・出水に飛来するツル保護に係る施策を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査・パトロール</li> <li>・法・条例に基づく許可</li> <li>・地域関係機関との連携</li> <li>・中核施設の管理運営</li> <li>・世界遺産道県連絡会議</li> <li>・保護地域案の検討</li> <li>・普及啓発活動</li> <li>・監視パトロール、実態調査</li> <li>・普及啓発活動</li> <li>・休遊地の確保や環境等調査</li> </ul>

環境目的	環境目標（概要）	実施事項・体制等
<p>（環境部） かけがえのない地球環境の保全</p>	<p><u>地球温暖化の防止</u> ・県庁環境保全率先実行計画に基づき、率先して温暖化防止活動に取り組む。 ・市町村における実行計画の策定を促進する。</p> <p><u>オゾン層の保護</u> ・家電リサイクル法等に基づき、温室効果ガスである代替フロン<sup>①</sup>の適正処理を促進する。</p> <p><u>国際協力等の推進</u> ・酸性雨の実態把握や原因等の解明を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ活動の取組推進</li> <li>・未策定市町村への指導</li> <li>・報告書の徴収、指導</li> <li>・屋久島及び鹿児島市における実態調査</li> </ul>
<p>（環境部） 良好な環境を支える共通施策の推進</p>	<p><u>環境教育・環境学習の推進</u> ・団体等の自主的実践活動に対し、環境学習アドバイザーの派遣等による支援を行う。</p> <p><u>調査研究・監視観測等の充実</u> ・自然保護監視員等の委嘱、監視員等によるマナー指導等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習アドバイザーの派遣</li> <li>・自然保護監視員等の委嘱</li> <li>・自然保護監視員等による巡回等</li> </ul>
<p>（環境部） 環境施策に係る重点施策</p>	<p><u>ダイオキシン類等化学物質対策の推進</u> ・法に基づくダイオキシン類の常時監視や排出基準監視を通じ、ダイオキシン類による汚染防止に努める。</p> <p><u>ゴミ減量化・リサイクル鹿児島プランの推進</u> ・リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努める。</p> <p><u>屋久島環境文化村構想の推進</u> ・屋久島の山岳部の保全を図る。</p> <p><u>奄美群島自然共生プランの推進</u> ・サンゴ礁と海岸の保全を図る。</p> <p><u>地球環境を守るかごしま県民運動の推進</u> ・県民運動推進会議の運営を行うとともに、推進組織による行動を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時監視</li> <li>・マイバックキャンペーン</li> <li>・ゴミ減量化・リサイクル推進協議会</li> <li>・山岳部利用対策協議会</li> <li>・マナー指導、交通規制</li> <li>・オニヒトデ駆除</li> <li>・サンゴ礁保全対策会議</li> <li>・県民運動推進大会の開催</li> <li>・環境フェアの開催</li> <li>・こどもエコクラブ設置の促進</li> </ul>
<p>（企画部） ゆとりとうるおいのある環境の形成</p>	<p><u>景観形成の推進</u> ・全県的かつ総合的に景観形成を推進するための基本的な指針となる「県景観形成基本計画」に基づき、本県における望ましい景観の形成を図る。 ・県の景観に関する基本的な考え方を示し、景観法を活用した取組を行う市町村への支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観研修の実施</li> <li>・景観アドバイザーの派遣</li> <li>・景観形成連絡会議の開催</li> <li>・市町村との協議</li> <li>・景観法説明会の開催等</li> </ul>
<p>（商工労働部） 良好な環境を支える共通施策の推進</p>	<p><u>環境教育・環境学習の推進</u> ・自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登山道整備（屋久島）</li> </ul>

環境目的	環境目標（概要）	実施事項・体制等
<p>（農政部） 環境保全に関する重点施策</p>	<p><u>環境にやさしい農業の推進</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬安全使用の徹底，農薬取扱者の指導・取締り及び農薬の適正使用を促進する。</li> <li>・家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質な堆肥生産に努めるとともに，それらの堆肥を用いた土づくりや，エコファーマーの育成により，環境にやさしい産地づくりを推進する。</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬流通調査</li> <li>・農薬適正使用推進期間</li> <li>・農薬適正使用推進研修会</li> <li>・土づくり推進月間</li> <li>・土壌診断，土壌機能定点調査</li> <li>・良質堆肥生産利用推進活動</li> <li>・エコファーマーの育成及び認定</li> </ul>
<p>（林務水産部） 安心できる健康やかな環境の確保</p>	<p><u>水・土壌環境の保全</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁場の監視による環境の保全を推進する。</li> <li>・適正な養殖管理の指導を通じて漁場環境の保全を図る。</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁場の水質・底質調査</li> <li>・漁場の藻場調査</li> <li>・養殖漁場の水質・底質調査</li> <li>・適正養殖の指導</li> </ul>
<p>（林務水産部） 多様で恵み豊かな環境の保全</p>	<p><u>生物多様性の保全</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラックバス等外来魚の駆除を実施することにより，在来生態系の生産環境の確保を図る。</li> </ul> <u>森林環境の保全</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工林の計画的伐採，造林及び集団的な保育・間伐を進める。</li> <li>・緊急間伐推進3ヶ年計画に基づく間伐の推進や複層林など多様な森林づくりを推進する。</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁具による外来魚の駆除</li> <li>・搬出路や作業路の開設</li> <li>・境界整備，保育事業</li> </ul>
<p>（林務水産部） 環境保全に関する重点施策</p>	<p><u>地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林吸収源対策推進プランに基づき，管理不十分な森林を含む重点区域の整備・保全を進める。</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐等の森林整備・保全</li> </ul>
<p>（公共事業） 環境に配慮した資材の使用</p>	<p><u>リサイクル製品の使用</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生砕石や再生アスファルト等利用可能な建設副産物の再使用や再生利用を原則とする。再生資源利用計画書及び工事完了時点において再生利用資源利用実施書で確認する。</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生抑制，リサイクル推進の指導等</li> <li>・土木部，農政部，林務水産部実施結果の一元管理</li> </ul>
<p>（公共事業） 循環型社会の形成</p>	<p><u>建設副産物の消滅・再資源化</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業で発生するコンクリート塊の再資源化率を96%以上とし，再資源化を推進する。</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生抑制，リサイクル推進の指導等</li> <li>・土木部，農政部，林務水産部実施結果の一元管理</li> </ul>